清瀬市訓第２号
令和８年１１月５日

各部（局）長、担当部長、参事
各課（局、次、センター）長、副参事、担当課長 殿

清瀬市長　原　田　ひろみ

# 令和９年度予算編成方針（通達）

## １．国及び東京都の状況

### （１）我が国の経済状況

内閣府の１０月の月例経済報告における景気の基調判断は、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。」としており、先行きについては、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」としている。

また、７月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）２０２６」では、政策の中心に「強い経済」と「財政の持続可能性」の実現を位置付け、物価上昇や賃金改善を伴う成長型経済への移行を目指すとした。また、中長期的な成長基盤の強化に向け、官民連携の下で持続的な国内投資の拡大、17の戦略分野（ＡＩ・半導体、グリーンエネルギー、防災など）への積極的投資、地域経済活性化のための「地域未来戦略」の推進が盛り込まれている。さらに防災・減災や国土強靱化、全世代型社会保障の構築も重要な柱として挙げられた。

### （２）国の予算概算要求の状況

各省からの令和９年度一般会計予算概算要求額は、総額143兆656億円と昨年度に引き続き過去最大を更新した。これは、国内投資を通じて潜在成長率を引き上げるため、通常の歳出とは別に『「強く豊かな日本」投資枠』が新設されたことが大きく影響している。補正予算に頼る財政運営から脱却し、成長投資を当初予算に恒常的に計上することを狙いとして、要求上限を設けずに所要額を要求できることとした結果、AI・半導体・GXなど重要施策に総額12兆1,730億円が要求された。加えて、国債の償還や利

払いにあてる国債費が 5 兆 3,628 億円増額したことや、補正予算で計上されていた恒常的な施策が当初予算に移管されたことなども影響している。

こうした中、総務省の令和 9 年度地方交付税概算要求額は、各自治体へ配分する出口ベースの総額を 21 兆 624 億円とし、令和 8 年度の予算額 20 兆 1,848 億円と比較すると 4.3%増加している。また、令和 9 年度地方債計画（案）において、令和 8 年度に引き続き臨時財政対策債の発行額が計上されていないことから、税収増や国による地方財政対策の積極的な取り組みにより、臨時財政対策債に依存する必要がなくなったと考えられる。

### （３）東京都の状況

東京都は、７月３１日に副知事の依命通達により令和 9 年度東京都予算の見積方針のポイントを公表した。そのなかで、令和 9 年度予算を「2050 東京戦略」が目指す「世界で一番の都市・東京」を実現する予算と位置づけている。

基本方針としては、第一に、東京が日本の成長を牽引するため、時代の変化・変革を先読みし、社会の構造を変えていく視点を持って、未来を切り拓く施策を積極果敢に展開していくこと。第二に、都政運営におけるＡＸの推進により、都民サービスの質の向上や業務の見直しを図るとともに、変化する時代のニーズを的確に捉えた、成果重視の視点に基づく事業の見直しを一層推進することにより、強靭で持続可能な財政基盤を堅持することを基本として編成することとしている。

## ２．清瀬市の財政状況

令和 7 年度の決算収支としては、形式収支が前年度比 875,443 千円増の 2,287,765 千円、翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支については、前年度比 889,737 千円増の 2,167,312 千円といずれも前年度を上回り、経常収支比率は前年度と比べ 3.6 ポイント改善の 92.6%となった。

経常収支比率の比較（26市平均・類似団体）

（単位：%）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 清瀬市 | 91.6 | 88.5 | 92.0 | 93.9 | 96.2 | 92.6 |
| 26市平均 | 91.9 | 88.7 | 90.4 | 91.5 | 92.5 | 92.0 |
| 類似団体 | 93.5 | 88.5 | 92.1 | 93.6 | 94.1 | － |

財政調整基金は、令和 7 年度末現在高が前年度比で 105,713 千円減の 1,205,515 千円であり、9 月補正予算編成後における令和 8 年度末現在高は

前年度同時期比で 691,858 千円増の 1,632,201 千円となり、一旦は改善されたところである。しかし、今後の補正において社会保障経費を中心とした補正対応による、多額の取り崩しが見込まれており、依然として標準財政規模[1]の 10%に届かない状況が続いている。

**積立基金の現在高の推移(各年度末現在)**

(単位:百万円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 財政調整基金 | 1,275 | 1,184 | 1,251 | 1,766 | 1,311 | 1,206 |

## ３．基本方針

令和９年度の予算編成は、歳入では所得増に伴う市税の増収が見込まれるものの、増収幅は僅少と推測される。一方、歳出においては、円安等による原材料費の高騰、賃上げ及び人材不足による人件費高騰などに拍車がかかり、物件費の増は避けられないものと考えられる。また、伸び続ける生活保護費や私立保育園等運営費などの扶助費に加え、南部児童館等複合施設整備事業等の普通建設事業に係る地方債の償還が始まることで公債費が右肩上がりに推移し、これに人件費を加えた義務的経費がより一段と増加する見込みであり、これらの歳出の増加は歳入の伸びを大きく上回ることが予測される。

また、物価高騰や賃金上昇への対応については、実態に即した適切な価格転嫁を行うとともに、複数年度契約における期中の価格変動にも配慮することが求められる。一方で、単なる価格転嫁による増額を避けるために、業務内容や調達方法の見直し、事業手法の改善などによるコスト抑制の視点を徹底することも重要である。

このような中で、組織としての生産性を高め、最小限の経費で最大限のサービスを提供することはもとより、前例にとらわれない業務改善の視点に立ち、見直すべき事業を確実に見直し、無駄を無くすための取組を一層強化する必要がある。

中長期的に持続可能な財政運営を目指すため、市民生活に配慮しつつも、事業の凍結や縮小、廃止等を含め、引き続き厳しい姿勢で予算編成に臨まざるを得ないと考えている。

---

[1] 地方公共団体の標準的な状態で通常収入される見込みの経常的な一般財源の規模を示すもの。清瀬市は令和７年度決算で 17,610,831 千円。標準財政規模の 10～20%程度を基金残高として維持することが望ましいとされている。

各部は、以下に掲げる基本方針の下、様々な市民との対話の機会を通じて得られた市民意見等を踏まえるとともに、市民生活や市内事業者の実態等を十分に把握したうえで、必要な施策展開を図ること。

### （１）第５次長期総合計画を踏まえた実効性の高い施策展開

令和８年度からスタートした「第５次清瀬市長期総合計画・実行計画」に掲げる施策を着実に推進すること。ただし、これまでの考えにとらわれず、職員一人ひとりが当事者意識を持って知恵をしぼり、「最小の経費で最大の効果」を挙げることを念頭に事業実施にあたること。一方で、行政評価の結果などを受け、効果が見込めない事業については、計画の見直しも含めて随時検討すること。

### （２）持続可能な行財政運営

令和 12 年度まで公債費の段階的かつ大幅な増加が見込まれていることを踏まえ、財政調整基金の残高を可能な限り維持する必要がある。当初予算における取崩額が前年度を上回らないよう努め、取崩依存からの脱却を目指す。厳しい財政状況に向き合いながら、持続可能性を重視した柔軟な予算編成に取り組む。

歳入においては、国や東京都の施策の動向に注視し、活用できる補助金等は確実に獲得し事業の実施にあたること。また、負担金や使用料などについては、負担の公平性の観点から適正化を検討すること。さらに、ふるさと納税の推進や市有財産の貸し付け、売却など、自主財源の確保に努めること。歳出においては、限られた財源の中で優先順位を設定し、必要性・緊急性の高い事業の予算化を図るとともに、老朽化に伴う改修や維持管理に係る財政負担を軽減させるため、公共施設再編計画の改訂と並行して、施設運営に係る経費の縮減と最適化に取り組むこと。

### （３）市民の暮らしを支える、安全・安心と福祉の充実

高齢者・障害者・生活困窮者をはじめとする支援が必要な市民が、安定した生活を営むことができるよう、医療・介護の連携、地域住民や関係機関・団体などの協働による生活支援や見守り、相談体制の整備に努めること。また、災害時に市民の安全と健康を守るために、防災減災体制の強化および災害時における医療対応能力の向上と被災者支援相談窓口の充実を目指すこと。

### （４）子どもをまんなかに、子育てと学びを支えるまちづくり

妊娠、出産、子育て、教育環境から家庭を支える総合的なサポートまで、切れ目のない支援の充実を図ること。また、子どもが安心して遊べる環境を提供するため、児童館や図書館、公園の充実を図ること。

### （５）市民との対話を力に、地域課題解決の促進

市民・地域・大学・企業など多様な主体が相互に連携・協力し、交流と参画の機会を充実させることで、市民の暮らしの質向上と地域の活性化を実現すること。また、行政サービスへのアクセス向上を図るため、複数の行政サービス機能を集約化・複合化し、市民が一度の来訪で複数の用事に対応できるような利便性の高い窓口体制を整備すること。

### （６）清瀬らしさを活かした、活力と持続可能性のあるまちづくり

新たな観光資源や地域のにぎわいを創出する取り組みとして、「まつぼっくる」や「夢空間」を中心に交流人口の増加を図り、活力あるまちづくりを推進すること。また、清瀬の特色である恵まれた自然環境や都市農業を最大限に活かし、再生可能エネルギーの導入や環境配慮型車両の積極的な導入を進め、持続可能な資源循環型社会の構築およびゼロカーボンシティの実現を目指すこと。

### （７）人とデジタルで支える、質の高い行政サービス

行政サービスの効率化、住民サービスの向上に向けて、デジタル人材の育成を推進すること。また、各種業務のオンライン化や電子化の推進、ＡＩ・ＲＰＡの活用により、人的・物的コストの削減に努めること。併せて、働きやすい職場環境づくりに向けて、適正な人員配置を実現すること。

## ４．留意事項

特別会計についても一般会計と同じ方針により予算編成を行うこととするが、それぞれの会計において極力歳入確保の努力を行い、独立採算性の考え方を尊重した財政運営に努めること。